

関川村奨学金 返還優遇措置について

関川村では村内での定住を促すため、関川村奨学金の貸与を受けて進学し、卒業後に関川村内に居住する方に対し、奨学金返還優遇措置を行っています。

1 対象となる奨学金

関川村奨学金

2 優遇措置の条件

- (1) 関川村に住所を有し、現に居住していること
- (2) 返還期間に相当する10年間又は返還期間の満了する年度まで、上記の状態が続くと認められること。

3 優遇措置の内容

条件に該当すると認められた場合、月額30,000円を超えて貸与した額の全部又は一部の返還が免除されます。

(例) 貸与月額：50,000円、貸与期間：4年間、貸与（返還）総額：2,400,000円

→免除後の返還金額1,440,000円

960,000円（20,000円 × 12月 × 4年）が免除

※ 村外にいる状態で一括繰上げ返還を行い、その後関川村に戻った場合は免除の対象に該当しなくなります。

※ 返還免除を受けている者が奨学金返還中に条件から外れた場合、優遇措置分の返還も必要となります。

■問い合わせ先

関川村教育委員会教育課 学校教育班

TEL：0254-64-1491 FAX：0254-64-0079